

令和3年守山市議会第2回臨時会議提出議案(案)

1 付議件数

専決案件	— 件	その他の案件	1 件
認定案件	— 件	諮問案件	— 件
予算案件	1 件	推薦案件	— 件
条例案件	— 件	提出案件計	2 件
人事案件	— 件	(報告案件)	6 件

提出日 令和3年4月23日(予定)

2 議案概要

【議第37号】 令和3年度守山市一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出補正額 58,500千円 (補正後の額 29,042,500千円)

【議第38号】 和解および損害賠償額の決定につき議決を求めることについて

令和2年2月に環境センター敷地内で発生した物損事故に関して損害賠償額を支払い、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号および第13号の規定に基づき議決を求めるもの

損害賠償の額 金824,725円

【報告第1号】 令和2年度守山市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するもの(水道事業会計)
繰越額：178,801,800円

【報告第2号】 令和2年度守山市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するもの(下水道事業会計)
繰越額：48,595,000円

【報告第3号】 令和2年度守山市病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するもの(病院事業会計)
繰越額：43,386,000円

【報告第4号】 専決処分の報告について

〔守山市税条例等の一部を改正する条例(第15号)〕(令和3年3月31日付け委任専決第1号)

(改正概要) 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行った。

(1) 軽自動車税関係

ア 環境性能割の税率の適用区分について、新たに2030年度の燃費基準が設定されたことに伴い、次のように改める。

改正前（令和元、2年度）		➔	改正後（令和3、4年度）	
電気自動車等およびクリーンディーゼル車	非課税		電気自動車等	非課税
2020年度燃費基準+20%達成			2030年度燃費基準+85%達成	
2020年度燃費基準+10%達成			2030年度燃費基準+75%達成	
2020年度燃費基準達成	1%		2030年度燃費基準+60%達成	1%
上記以外	2%	上記以外または2020年度燃費基準未達成車	2%	

※電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車

イ 環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減について、適用期間を9カ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものとする。

ウ 種別割のグリーン化特例の適用対象を見直し、2年間延長する。

改正前（令和元、2年度）		➔	改正後（令和3、4年度）		
対象車両	全車両		対象車両	自家用乗用軽貨物	営業用乗用
電気自動車等およびクリーンディーゼル車	75%軽減		電気自動車等	75%軽減	75%軽減
2020年度燃費基準+30%達成	50%軽減		2030年度燃費基準+90%達成	—	50%軽減
2020年度燃費基準+10%達成	25%軽減		2030年度燃費基準+70%達成	—	25%軽減

(2) 固定資産税関係

ア 現行の固定資産税（土地）の負担調整措置を令和5年度まで継続する。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度に限り、増額する固定資産税（土地）について令和2年度と同額とする特別な措置を講ずる。

(3) 引用条項ずれの整備

(施行期日等)

(1) 施行日 令和3年4月1日

(2) 経過措置 令和2年度までの市民税、固定資産税および軽自動車税については、なお従前の例による。

【報告第5号】 専決処分の報告について

[守山市都市計画税条例の一部を改正する条例（第16号）]（令和3年3月31日付け委任専決第2号）

(改正概要) 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行った。

(1) 固定資産税と同様に、現行の都市計画税（土地）の負担調整措置を令和5年度まで継続する。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度に限り、増額する都市計画税（土地）について令和2年度と同額とする特別な措置を講ずる。

(3) 引用条項ずれの整備

(施行期日等)

(1) 施行日 令和3年4月1日

(2) 経過措置 令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

【報告第6号】 専決処分の報告について

令和2年11月に守山市小島町地先で発生した物損事故に関する和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

損害賠償の額 金141,020円

令和3年守山市議会第2回臨時会議 補正予算の概要

1 【議第37号】 令和3年度守山市一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出補正額 58,500 千円
 (補正後の額 29,042,500 千円)

補正概要

- ① ひとり親子育て世帯生活支援特別給付金事業費の補正
 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ひとり親世帯への生活支援特別給付金を給付するもの
 ・令和3年4月分の児童扶養手当支給対象者等について、児童1人当たり50千円を給付
 ・新型コロナウイルスの影響による減収で収入が児童扶養手当の対象水準に下がった者について、児童1人当たり50千円を給付

歳入歳出補正

(歳入)

		千円
国庫支出金		58,500
民生費国庫補助金	58,500	58,500
(子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金)		

(歳出)

		千円
民生費		58,500
児童福祉費	58,500	58,500
(ひとり親子育て世帯生活支援特別給付金)		